

令和2年4月7日

保護者の皆様へ

田原市立東部中学校長
河合道博

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症が、現在、愛知県内でも感染者の増加が報告されていることから、田原市教育委員会からの通知を受け、本校では、令和2年4月7日から4月19日まで臨時休業の措置を取っているところです。さらに愛知県の緊急事態宣言を受け、市教委から臨時休業を延長する旨の通知がされました。

保護者の皆様方におかれましても、感染拡大を抑えるために、以下の事項に注意していただき、冷静な対応をお願いいたします。

記

1 田原市教育委員会からの臨時休業の延長要請について

(延長前) 令和2年4月7日から令和2年4月19日まで

(延長後) 令和2年4月7日から令和2年5月6日まで

2 新型コロナウイルス感染症の予防策について

インフルエンザと予防方法は同じです。各家庭で以下の対応をしてください。

・手洗いや咳エチケットを徹底する。

<咳エチケットとは>

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

・免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

3 外出について

感染拡大のおそれがありますので、不要不急な外出、とりわけ人混みへの外出は控えるようにしてください。屋内や乗り物など換気が不十分な場所へ出かける際は、マスクの着用を心がけてください。

4 新型コロナウイルスにかかったのではないかと心配される場合について

体温の測定や日常の健康状態の確認に心がけてください。子どもに発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養させてください。また、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合には、帰国者・接触者相談センターに相談して、指示を受けてください。

5 新型コロナウイルス感染症の相談について

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は保健所等で受け付けています。お住まいの地域の相談先は以下のホームページで確認できます。

○愛知県健康対策課 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkottaisaku/novel-coronavirus.html#soudan>

※田原市の電話相談窓口は豊川保健所(☎0533-86-3188)です。

(連絡先)東部中学校 22-0407